

令和 4 年度富士見市協働事業提案制度 市民提案型協働事業の選考について

1 応募状況

3 事業の提案を受付

	事業名	提案団体	書類審査
1	こども対話カフェ（こども対象哲学カフェ）事業	対話カフェつむぎ	審査中
2	世界が広がる！学校では教えてくれない国旗の授業	富士見三芳稲門会	審査中
3	盆踊りと和太鼓の体験講習会	富士見太鼓の会	対象外事業

2 選考の流れ

(1) 書類審査

富士見市協働事業提案制度実施要綱第 7 条第 1 項の定めによる書類審査を実施。
実施要綱第 3 条（提案者の要件）及び第 4 条（提案型協働事業の要件）を満たす事業についてプレゼンテーションによる選考を行う。

(2) プレゼンテーションによる選考

①開催日時

令和 4 年 1 1 月 1 日（火）午後 7 時～

②会場

富士見市役所 1 階 全員協議会室

③出席者

- ・富士見市市民参加及び協働推進委員会（＝推進委員会）
- ・富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会（＝庁内委員会）

④各提案に係る時間配分

- ・プレゼンテーション 20 分程度
- ・質疑応答 10 分程度

⑤選考の流れ

次の順序で提案事業の選考を行う。

i 推進委員会委員としての意見

プレゼンテーション審査メモのコメント欄に記入したメモをもとに、提案事業に対する委員としての最終的な意見を、意見・評価欄に記入する。

この意見は、各委員会へ提出する。

ii 推進委員会としての意見集約

推進委員会で、提案事業の実施の可否について協議した結果を、推進委員会の選考に関する意見として庁内委員会へ提出する。

iii 庁内委員会委員としての意見

プレゼンテーション審査メモのコメント欄に記入したメモをもとに、提案事業に対する委員としての最終的な意見を、意見・評価欄に記入する。

この意見は、庁内委員会へ提出する。

iv 意見集約

庁内委員会で、推進委員会の選考に関する意見を踏まえ、審査要領における審査基準に基づき提案事業の選考を行い、選考結果を市長へ報告する。